

『NFT ビジネスに関するガイドライン第3版』を公表
～最新の規制動向、業界の動き等を反映し、事業者には有益な情報をアップデート～

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（会長：廣末紀之、以下JCBA）は、NFT 部会（部会長：中村 一貴）が中心となり、『NFT ビジネスに関するガイドライン』を改定し、第3版として公表致しました。

本ガイドラインは、当協会に加盟する事業者が NFT 関連ビジネスに参入するにあたって考慮すべき様々な論点を整理したものです。これにより、事業者の参入を促進し、かつ、会員企業による NFT 関連サービスの適正かつ円滑な運営を実現、ひいてはユーザーにとって安心・安全な利用環境を提供し、健全な市場育成や充実した商品やサービスの選択肢拡充のベースになることを目指します。

■改定の背景と内容

今回の改定では、22年3月第2版から NFT ビジネス関連で起きた事象を踏まえガイドラインに反映致しました。例えば、22年11月関係4団体と策定の「NFT のランダム型販売に関するガイドライン」、23年3月暗号資産該当性の金融庁事務ガイドライン改正、RWA 等のユースケースの広がりや24年4月弊会公表「RWA トークンを発行する上での主要な規制にかかる考え方」、23年1月国税庁「NFT に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」などを反映すべく改訂を行いました。

この改訂により、NFT ビジネスに参入する事業者にとって道しるべとなる情報が網羅されたものとなっております。

改訂履歴

版数	改訂内容等	
初版	全体	策定
第2版	4章	賭博該当性について NFT ゲームのサービス設計に関する記述を追加
	10章	NFT を発行する事業者が留意すべき点（著作権等に関する項目）を追加
第3版	2章	RWA トークンに関する記述を追加したほか、一部記述を補訂
	3章	法規制に係る検討フローチャートの修正（電子決済手段関係）令和5年改正の事務ガイドラインに関する記述を追加
	4章	「NFT のランダム型販売に関するガイドライン」に関する記述を追加
	8章	ユーザー保護の観点の一部追記、補訂
	9章	日本国外の国・地域への販売に関する留意点を追加
	10章	会計・税務について留意すべき点を追加
	全体	その他記述の明確化のための軽微な修正

■資料のダウンロード

1. NFT ビジネスに関するガイドライン第3版 (PDF)

詳細は下記よりダウンロード願います。

<https://cryptocurrency-association.org/policy/20240829-001/>

■NFT 部会について

NFT（ノンファンジブルトークン／非代替性トークン）の利用用途はゲーム内アイテムやトレーディングカード・芸術・骨董品・著作権物・電子債権など多岐に渡り、それらは既に資産性を持っており、事業として一定のポテンシャルがある。一方で利用用途が多岐に渡るが故、既存及び新規のビジネスにおける各プレイヤーによる整理の方向性となっている。

本部会では NFT に関する事業機会及びリスク等について検討及び論点整理を行いながら、外部監督官庁及び既存業界団体との意見交換の上、販売や流通のルール整備を行うことを目的として活動する。

部会の運営体制：

部会長	：中村 一貴	コインチェック株式会社 Crypto Asset 事業本部 NFT 事業部長
副部会長	：中島 裕貴	Animoca Brands 株式会社 Head of Business Development
副部会長	：大場 昌寛	株式会社 HashPort 法務マネージャー
幹事	：永井 幸輔	株式会社メルカリ NFT 新規事業開発マネージャー
幹事	：田中 遼	チューリング株式会社 CBO
幹事	：大和 省悟	株式会社 bitFlyer クリプトストラテジー室 副室長
幹事	：小笠原 啓祐	監査法人 トーマツ 監査アドバイザリー事業部 シニアマネージャー
幹事	：勝谷 雄太	楽天ウォレット株式会社 経営管理部リーダー
法律顧問	：長瀬 威志	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 パートナー
法律顧問	：増田 雅史	森・濱田松本法律事務所 パートナー／一橋大学特任教授
法律顧問	：斎藤 創	創・佐藤法律事務所 代表弁護士
法律顧問	：成木 治男	TMI 総合法律事務所 パートナー

■協会概要

企業名 : 一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会
(Japan Cryptoasset Business Association) 略称 JCBA
所在地 : 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 12 階
代表者 : 会長 廣末 紀之
URL : <https://cryptocurrency-association.org>
設立 : 2016 年 3 月

事業内容：暗号資産、ブロックチェーン上のデジタル資産、Web3 に関連するビジネスについての会員間の知見共有、意見集約、業界課題の解決に向けての論点整理や提言を通じて、ビジネス環境整備・促進、普及啓発活動に取り組んでいます。

- ・分科会等 : 現在 13 部会等 税制検討、ICO・IEO、ユースケース、金融、NFT、ステーブルコイン、DeFi、セキュリティ・システムほか、web3 事業ルール検討タスクフォース、会計ワーキンググループ等が活動
- ・月次勉強会 : 法規制、税務会計、技術、ビジネス面に関するテーマで開催
- ・提言、要望 : 業界課題の論点整理、政党や監督官庁への提言・要望
- ・外部講演活動 : 講演等による普及啓発、司法当局や消費者センター等への講演・協力

■会員企業について

正会員：33 社 準会員：98 社 特別会員：4 社 団体会員：15 社 計 150 社 (2024 年 8 月時点)
web3 関連事業者、暗号資産交換業者、ゲーム・エンタメ事業者、システム・セキュリティ関連事業者、



Japan
Cryptoasset
Business Association

法律事務所、会計監査法人、税理士事務所、研究・教育機関、地方自治体など

会員一覧：<https://cryptocurrency-association.org/member/>

【プレスリリースに関するお問い合わせ先（報道機関窓口）】

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）事務局

E-mail：pr@cryptocurrency-association.org